様式第７号(第11条第３項、第16条第２項及び第17条第２項関係)

港　湾　運　送　事　業　実　績　報　告　書

(　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで)

	取扱貨物量					
	船内荷役事業	はしけ運送事業	沿岸荷役事業	いかだ運送事業	船舶貨物整備事業	倉庫荷役事業
年　月	トン	トン	トン	トン	トン	トン
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						
年　月						

１　港湾労働法第12条第３項及び港湾労働法施行規則第11条第３項の規定により上記のとおり報告します。

２　港湾労働法第17条第５項において準用する同法第12条第３項及び港湾労働法施行規則第16条第２項の規定により上記のとおり報告します。

３　港湾労働法第18条第２項において準用する同法第12条第３項及び港湾労働法施行規則第17条第２項の規定により上記のとおり報告します。

年　　月　　日

申請者

厚生労働大臣　殿

備考

イ　取扱貨物量は、港湾運送事業法施行規則第11条の６に規定する算出方法により算出し、小数点以下を４捨５入して、整数で記入して下さい。

ロ　「船内荷役事業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為(港湾運送事業法第２条第１項第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。

ハ　「はしけ運送事業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第３号に掲げる行為を行う事業をいいます。

ニ　「沿岸荷役事業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為(港湾運送事業法第２条第１項第４号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。

ホ　「いかだ運送事業」とは、港湾運送事業法第２条第１項第５号に掲げる行為を行う事業をいいます。

ヘ　「船舶貨物整備事業」とは、港湾労働法施行令第２条第１号及び第２号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第２条第３号及び第４号に掲げる行為(同令第２条第１号及び第２号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)を行う事業をいいます。

ト　「倉庫荷役事業」とは、港湾労働法施行令第２条第３号及び第４号に掲げる行為(倉庫業法第２条第２項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第２条第３号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)を行う事業をいいます。

チ　港湾労働者派遣事業許可申請書に添付する場合は、上記２及び３の全文を抹消して下さい。

リ　港湾労働者派遣事業許可有効期間更新申請書に添付する場合は、上記１及び３の全文を抹消して下さい。

ヌ　派遣事業対象業務変更許可申請書に添付する場合は、上記１及び２の全文を抹消して下さい。

ル　事業主が法人である場合はその主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名を記入して下さい。

(日本産業規格Ａ列４)